

委員会提出議案第1号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出します。

令和4年3月24日提出

南相馬市議会議長 中 川 庄 一 様

提出者 建設経済常任委員長
渡 部 一 夫

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書（案）

国内では、新型コロナウイルス感染症はオミクロン株出現により異常な速さで感染拡大を続け、福島県においても緊急事態宣言発令、蔓延防止措置がとられました。特に、保育園、幼稚園、学校でのクラスターや家庭内感染も甚大で、多くの県民がその対応や対策に追われ、今なお大変な苦勞、腐心が続いています。

そして、この影響は回復基調にあった景気にも甚大な影響を与え、宿泊・飲食などのサービス業、旅行観光業、さらに、製造業へと領域は拡大しています。

加えて、インフレ要因による世界共通の原材料・原油の高騰などが、生活用品の値上げを加速させ、家計負担は増しています。物価上昇と賃金引上げが同等であれば問題はないものの、年金や公的扶助の給付金額、最低賃金が増額されなければ、低所得者ほどインフレの影響を受けることは明らかです。

また、福島県の人口流出はいまだ増え続け、何より、生産年齢人口の減少は復興創生を目指す本県にとっても課題とされています。

つきましては、南相馬市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記の事項について強く要望します。

記

- 1 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引上げを図ること。特に、日本は20年以上も賃金の低下傾向が続き、先進国で取り残されている状況を踏まえるとともに、2021年5月の経済財政諮問会議で、早期に最低賃金全国平均1,000円引上げを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めていただきたい。
- 2 中小企業等が最低賃金引上げ原資捻出のため、価格転換をはじめとした環境整備の充実、強化を図ること。
- 3 最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早め早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年3月24日

福島県南相馬市議会議長 中川 庄一

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様
福島労働局長 様